

(平成31.1.11)

ベトナム最高人民裁判所長官招へい昼食会平成31年3月6日(水)
について

理由書

標記昼食会は、以下の理由から有限会社日比谷松本樓に依頼することとする。

本昼食会は、ベトナム最高人民裁判所長官の招へいに際し、同長官の東京地裁訪問後に、東京地裁所長等が参加して開催する昼食会である。

接遇上の観点から、参加者は公用車による移動とすべきところ、東京地裁庁舎周辺において車寄せを有する飲食店は非常に限られている。また、昼食会終了後には最高裁で行われる最高裁判事との意見交換会が予定されていることから、時間的制約のため、昼食会場は、自ずから東京地裁及び最高裁から近距離の会場に限られる。

さらに、同様に接遇上の観点から昼食会の会場は個室が予約できる必要がある。

加えて、訪問者に苦手な食材や調理方法があった場合を考慮すると、複数の品数があり、メインの料理を選択可能なコース料理とするのが相当である。

日比谷松本樓はこれらの要件かつ制約をいずれも満たし、かつ、過去には中国国家主席を招いた食事会を請け負うなど、高位外国人の接遇に関する十分な実績がある。このような食事会場は日比谷松本樓のほかに不見当であるから、同社に依頼することとした。